

は費用処理することとなり、キャッシュ・フローのみでなく業績にも大きな影響を与えた。

(2) インドネシアにおける国内 払に係る源泉税の概要

インドネシアでは、国内企業および居住者向け取引の対価に係る源泉税について、次のとおり定められている。なお、英数字は所得税の種類である。

(図表6) インドネシアにおける国内払いに係る主要な源泉税の例

規定	所得の種類	税率
PPh23	配当、支払利息、使用料(ロイヤルティ)	15%
	土地建物以外の賃借料、会計事務所等の専門家報酬、コンサルティング報酬、デザイン報酬、人材派遣報酬等	2%
PPh4-2(Final Tax)	個人への配当	10%
	土地、建物の賃借料	10%
	建設施工に係る報酬	2%または3%または4%
	建設計画に係る報酬	4%または6%

概要

アジア地域に進出している日本企業は、海外子会社に日本人駐在員を派遣していることが多い。駐在員派遣に際して、日本および駐在国で駐在員に支給される給与に係る課税関係や所得税の納付方法を理解しておく必要がある。一般的に、駐在員に対してはさまざまな手当が支給される場合も多く、このような手当の設定方法や日本および海外での税

V 日本払い給与の申告漏れに注意 駐在員等の所得税に関する 課税リスクとその対応

① PPh21: 従業員に支払う給与や、弁護士等の個人の職業専門家に支払う報酬に係る源泉税。給与については、その給与の金額および各種所得控除、所得税率に基づき、源泉税を徴収する必要がある。

② PPh22: 物品等の輸入に係る源泉税。輸入する物品等の内容によって源泉税率や課税標準が異なる。

③ PPh23: 居住者への各種サービスの対価に係る源泉税。源泉税率が15%および2%のものからなり、広範に定められている。

④ PPh4N: 居住者および非居住者に対する一定の支払のうち源泉税を徴収する必要がある。

分離課税となるもの。なお、他の規定に基づく源泉税と異なり、源泉徴収された税額は、これを負担する企業にとって確定したものである(Final Tax)。

なお、源泉税のうち代表的なものを図表6に記載した。

務上の取扱いなど、留意すべき点は多い。

本章では、昨今のアジアにおける駐在員の給与関連で問題となりやすい論点の解説および事例の紹介を行う。また、出張者に関する留意点についても取り上げる。

日本払いの給与等

(1) 日本での課税リスク

日本の法人税法上、出向元法人が

出向先法人との給与較差を補てんするために出向者に対して支給する給与の額は、出向元法人の損金の額に算入される(法基通9-2-47)。このような較差補てんに見合う額は、基本給のほか、海外手当、留守宅手当等さまざまな名称の手当で支給されることが多い。

ただし、較差補てんとして合理的な額を超える金額を会社が負担していると日本の税務当局から判断された場合、出向先の海外子会社に対する寄附金として取り扱われる。その